平成 20 年 7 月 28 日

各　　位

東京都港区港南一丁目 8 番 15 号
ソフトブレーン株式会社
代表取締役社長　秋山　真咲
(コード番号 4779 東証第一部)
問合せ先　専務取締役　豊田　浩文
ＴＥＬ　03-6714-2800(代表)

株式会社 Giuliani Compliance Japan の業務の停止とそれに伴う債権の取立不能のおそれ及び特別損失の発生に関するお知らせ

当社と Giuliani Partners LLC（本社：米国ニューヨーク市 以下「ジュリアーニ・パートナーズ」）等との提携により、日本においてコーポレートガバナンス、内部統制及びコンプライアンス強化に関するコンサルティング事業等を行う合弁会社として設立されました株式会社 Giuliani Compliance Japan(以下「GCJ 社」)より、平成 20 年 7 月 30 日をもって業務を停止する旨の通知を受けましたこと、並びに、それに伴い、同社に対する債権について取立不能のおそれが生じましたこと、及び特別損失が発生致しましたことを、下記の通りお知らせ致します。

記

１．株式会社 Giuliani Compliance Japan の業務の停止

(1)　GCJ 社の業務の停止の理由

GCJ 社は、実質的な業務開始 1 年目である平成 19 年度において、売上高を伸ばし、第 4 四半期（10 月～12 月）において経常損益が黒字化するなど一定の成果をあげておりましたが、人件費等の負担に比して十分な収益を確保する体制が整わなかったこと等から、当社からの数度にわたる計 2 億 2 千万円の資金援助にもかかわらず、運転資金に懸念のある状態が継続しておりました。当社の事業提携先であり GCJ 社の大株主でもあるジュリアーニ・パートナーズ等に対しては、GCJ 社から資金援助の要請が行われる一方で、当社も繰り返し資金援助の要請を行っておりましたが、いずれも未だ功を奏していない中、GCJ 社において、これ以上の業務の継続は困難であるとの判断に至ったとのことであります。

(2)　GCJ 社の概要

①商　　　号	株式会社Giuliani Compliance Japan
②所　在　地	東京都港区六本木三丁目16番33号
③代表者氏名	片山龍太郎
④資本金の額	10百万円
⑤事業の内容	コーポレートガバナンス、内部統制及びコンプライアンス強化に関するコンサルティング事業等

⑥その他　GCJ社につきましては、当社が27.77%の出資持分を有しておりますSoftbrain Asia (BVI), Ltd.（ブリティッシュ・バージン・アイランド法人　当社持分法適用関連会社）の100%子会社たるSoftbrain US LLCが、その発行済み株式総数の60%を保有しております。その他GCJ社の概要、当社とジュリアーニ・パートナーズ等との提携の概要、当社の出資形態等につきましては、以下の当社の平成18年8月3日付IRニュース及び同年9月19日付IRニュースをご参照下さい。
http://www.softbrain.co.jp/uploaded/44d2e784675e3.pdf
http://www.softbrain.co.jp/uploaded/450faab1c67c6.pdf

(3)今後について
今後における、GCJ社に関する手続、ジュリアーニ・パートナーズ等との事業提携に関する方針等につきましては、詳細が判明次第お知らせ致します。

２．債権の取立不能のおそれとそれに伴う特別損失の発生

(1)　債務者の概要
上記1(2)のとおりであります。

(2)　債務者に対する債権の種類、金額及び純資産に対する割合

①債権の種類	短期貸付金
②金額	220百万円
③純資産に対する割合	最近事業年度の末日（平成19年12月31日）の純資産（1,823百万円）に対する割合12.07%

(3)　債権の取立不能のおそれが生じた経緯
頭書及び上記1(1)のとおりであります。

(4)　今後の見通し
平成20年12月期中間連結及び単体決算において、上記債権額のうち貸倒引当金の設定されていない105.8百万円を貸倒引当金として特別損失計上致します。

３．投資有価証券評価損による特別損失の発生

上記1(2)⑥に記載しております当社が保有するSoftbrain Asia (BVI), Ltd.の出資持分（平成19年12月期決算時における帳簿価格：86.3百万円（連結）、115百万円（個別））につきましても、GCJ社が業務を停止したことを勘案し、その全額につき、平成20 年12月期連結及び単体決算において減損処理による投資有価証券評価損を特別損失として計上することを予定しております。なお、連結上の影響額につきましては、平成20年12月期の中間期までの損益を考慮する必要があり、上記金額に変動が生じる可能性がございますので、今後における開示にご留意下さい。

４．業績に与える影響

上記１乃至３が、平成20年5月15日に当社が公表致しました平成20年12月期（平成20年1月1日～平成20年12月31日）の連結業績予想及び個別業績予想（中間及び通期）に与える影響につきましては、見通しが明確になり次第速やかにお知らせ致します。

５．今後の対応

当社は、今回のジュリアーニ・パートナーズ等との事業提携がこのような事態に至った原因等について検証を進め、今後必要に応じ適切な対応をとっていく予定であります。

以上